

防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市火災予防条例(昭和48年船橋市条例第23号)第48条第1項の規定による防火対象物の消防用設備等の状況の公表について、同条例及び船橋市火災予防条例施行規則(昭和48年船橋市規則第41号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(局長及び署長の責務)

第2条 消防局長(以下「局長」という。)及び消防署長(以下「署長」という。)は、利用者等が防火対象物の利用について適切に判断できるよう、公表を適正に行わなければならない。

(公表対象違反の取扱い)

第3条 公表の対象となる違反(以下「公表対象違反」という。)の取扱いについては、次に定めるところによる。

- (1) 規則第44条第2項に規定する「設置されていないこと」とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置が義務となる防火対象物において、当該設備(消防法(昭和23年法律第186号)の規定により代替となる設備を含む。)を構成する機器等が一切設置されていないこととする。
- (2) 前号の場合において、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第8条又は第9条の適用を受ける防火対象物の部分ごとに設置が義務となるときも、同様とする。

(報告及び公表の決定)

第4条 船橋市消防局予防査察規程(平成29年船橋市消防局訓令第2号。以下「査察規程」という。)第2条第1項第5号に規定する査察員(以下「査察員」という。)は、規則第44条第1項に規定する立入検査において公表対象違反又は公表対象違反の疑いが認められたときは、査察規程第10条第1項に規定する査察執行責任者(以下「査察執行責任者」という。)を介し口頭により署長に報告するものとする。

2 署長は、前項の報告を受けた場合は、査察執行責任者に公表調査報告書(第1号様式)による報告を求めるものとする。

3 査察執行責任者は、前項の規定による求めがあったときは、査察員に公表調査報告書を作成させ、署長に報告するものとする。

4 署長は、前項の規定による報告を受けた場合は、規則第 44 条の規定により、当該防火対象物の公表の要否を決定するものとする。

(公表の予告)

第 5 条 署長は、前条第 4 項の規定により公表が必要であると決定した場合は、公表予告書(第 2 号様式)により関係者に対し公表の予告をするものとする。

2 前項に規定する公表の予告は、査察規程第 21 条第 1 項に規定する立入検査結果通知書に前項に規定する公表予告書を添えて、関係者に対し当該立入検査結果通知書及び公表予告書(以下「立入検査結果通知書等」という。)を直接通知し、受領書(第 3 号様式)を徴収するものとする。ただし、受領拒否その他の理由により直接通知できないときは、配達証明郵便又は内容証明郵便により送付するものとし、関係者に当該立入検査結果通知書等が到達した日を規則第 45 条第 1 項に規定する通知した日とする。

(公表依頼)

第 6 条 署長は、前条の規定により立入検査結果通知書等を関係者に通知した場合は、公表通知及び公表情報掲載依頼書(第 4 号様式)に、次に掲げる資料を添付し、当該立入検査結果通知書等を通知した日から 3 日(船橋市の休日を定める条例(平成元年船橋市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)の日数は、算入しない。)以内に局長へ公表を依頼するものとする。

(1) 立入検査結果通知書等の写し

(2) 立入検査結果通知書等を通知した日を証明できる書類の写し

(3) その他必要と認める資料

2 公表通知及び公表情報掲載依頼書の公表予定日の欄には、規則第 45 条第 1 項に規定する 14 日(船橋市の休日を定める条例(平成元年船橋市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日の日数は、算入しない。)を経過した日を記載するものとする。

(公表の通知)

第 7 条 局長は、前条第 1 項の規定により依頼を受けた場合は、関係者に対し、公表予定日の 7 日前までに、公表する旨を公表通知書(第 5 号様式)により直接通知し、受領書(第 6 号様式)を徴収するものとする。ただし、受領拒否その他の理由により直接通知できないときは、配達証明郵便又は内容証明郵便により送付するものとし、関係者に公表通知書が到達した日を通知した日とする。

2 局長は、関係者に対し、公表対象違反を是正した場合は、その旨を管轄消防署へ連絡す

るよう指導するものとする。

- 3 局長は、第1項に規定する公表通知書を通知した日を口頭により署長に連絡するものとする。

(公表の実施)

第8条 署長は、規則第45条第1項に規定する立入検査の結果を通知した日から14日(船橋市の休日を定める条例(平成元年船橋市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日の日数は算入しない。)を経過した日以後において同項に規定する当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められるか否か確認し、局長に口頭により報告するものとする。

- 2 局長は、前項に規定する同一の違反の内容が認められる旨の報告を受けたときは、規則第45条第1項の規定により公表するものとする。

- 3 前項の規定による公表は、第1項の規定による報告があった日、公表予定日又は第7条第1項に規定する公表通知書を通知した日から7日経過した日のいずれか遅い日に実施する。

- 4 局長は、第1項に規定する同一の違反の内容が認められない旨の報告を受けたときは、公表を実施しないものとする。

(情報提供)

第9条 局長は、公表対象違反に係る消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証(消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)別記様式第1号の2の3の2。以下「検査済証」という。)を交付したときは、署長に口頭により連絡するとともに検査済証の写しを送付するものとする。

(是正の確認)

第10条 署長は、関係者から公表対象違反を是正した旨の連絡を受けた場合は、是正状況を確認するものとする。ただし、前条第1項に規定する検査済証が交付された場合は、この限りでない。

(公表の削除等)

第11条 署長は、公表対象違反が是正されたと認める場合は、公表情報削除(訂正)依頼書(第7号様式)に、次に掲げる資料を添付し、速やかに局長へ公表情報の削除を依頼するものとする。

- (1) 違反の是正が確認できる資料
- (2) その他必要と認める資料

- 2 署長は、公表の対象となる防火対象物に複数の公表対象違反が存する場合において、いずれかの違反が是正されたときは、その都度、公表情報の削除を依頼するものとする。
- 3 前2項の規定は、公表情報の訂正をする場合について準用する。
- 4 局長は、前3項の規定により、公表情報の削除又は訂正を依頼されたときは、速やかに当該情報を削除又は訂正するものとする。

(ホームページ掲載等の事務)

第12条 第8条及び前条の事務は、原則として市の休日を除く日の8時45分から17時15分までの間に行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

公表調査報告書

年 月 日

消防署長 様

所 属
階級・氏名

防火対象物の 名称・所在地	名 称				
	所在地				
防火対象物の状況	用途・項	構造	階層	規模	
				建	m ²
				延	m ²
公表該当違反 に関する事項	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備				
公表該当違反 に関する状況					
立入検査実施日	年 月 日				
公表通知予定者	住 所				
	氏 名				
備考					

- 1 該当する□にはレを記入すること。
- 2 違反の事実が確認できる資料を添付すること。

様

船橋市 消防署長 印

公表予告書

あなたの所有・管理・占有している防火対象物について、 年 月

日消防法第4条の規定により立入検査を実施した結果、船橋市火災予防条例施行規則第44条第2項に規定する公表の対象となる違反が認められるので、立入検査の結果を通知した日から14日（船橋市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しない。）を経過した日以後において、なお、当該公表の対象となる違反と同一の違反が認められる場合は、船橋火災予防条例第48条第1項の規定により、下記事項を公表することがあります。

記

防火対象物の 名称及び所在地	名 称	
	所在地	
公表の対象となる 違反内容		
その他		

問合せ先
船橋市 消防署 予防係
電話 ()

第3号様式

年 月 日

船橋市 消防署長 あて

住 所
氏 名

受 領 書

下記防火対象物について、 年 月 日付けの立入検査結果通知書及び
公表予告書を確認に受領しました。

記

所在地

名 称

消 防 局 長 様

消 防 署 長

公表通知及び公表情報掲載依頼書

下記の防火対象物について、船橋市火災予防条例施行規則第44条第2項に規定する公表の対象となる違反が認められるので、公表通知及び船橋市ホームページへの掲載を依頼します。

記

防火対象物の 名称及び所在地	名 称	
	所在地	
公表の対象となる 違反の内容		
公表予定日		
添付資料	<input type="checkbox"/> 立入検査結果通知書等の写し <input type="checkbox"/> 立入検査結果通知書等を通知した日を証明できる書類の写し <input type="checkbox"/> その他必要と認める資料 ()	
備 考		

様

船橋市消防局長

印

公表通知書

あなたの所有・管理・占有する防火対象物について、 年 月 日に立入検査結果通知書により通知した指摘事項のうち、船橋市火災予防条例施行規則第44条第2項に規定する公表の対象となる違反が認められるので、船橋市火災予防条例第48条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 公表する事項

防火対象物の 名称及び所在地	名 称	
	所在地	
公表の対象となる 違反内容		
その他		

2 公表の方法 船橋市ホームページへの掲載

3 公表予定日 年 月 日

4 その他

- (1) 上記1の公表の対象となる違反を是正した場合は、船橋市 消防署 予防係へ連絡してください。
- (2) 公表予定日までに公表の対象となる違反の内容が継続されていないことを確認したときは、当該違反事実については公表しません。
- (3) 公表後に違反の是正を確認したときは、公表情報を削除します。

問合せ先

船橋市 消防署 予防係

電話 ()

第6号様式

年 月 日

船橋市消防局長 あて

住 所
氏 名

受 領 書

年 月 日付船消予第 号の公表通知書を確かに受領しました。

消 防 局 長 様

消 防 署 長

公表情報削除（訂正）依頼書

下記の防火対象物について、船橋市火災予防条例施行規則第44条第2項に規定する公表の対象となる違反の（全部・一部）が是正されました（公表情報の誤りが判明しました）ので、公表情報の（削除・訂正）を依頼します。

記

防火対象物の 名称及び所在地	名 称	
	所在地	
是正（訂正）の 内 容		
是正確認日		
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 違反の是正が確認できる資料 <input type="checkbox"/> その他必要と認める資料 ()	
備 考		